

No.	事業	品類	質問	回答	更新日
1	共通 ※幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(新型コロナウイルス感染症対策)	共通	いつ購入したものが対象か。	令和5年4月1日～令和6年間31日の間に購入したものが対象。 ※契約(注文)、納品、支出等が当該期間外の場合は対象外。	2023/8/10
2	共通	共通	送料も対象か。	対象外。	2023/8/10
3	共通	共通	教職員個人が代替払いをした場合も対象か。	園(法人)が支出したことを確認できない経費は対象外。	2023/8/10
4	共通	共通	納品先が園・法人以外の場合も対象か。	対象外。	2023/8/10
5	・幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(新型コロナウイルス感染症対策) ・幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(新型コロナウイルス感染症対策)追加募集	保健衛生用品	保健衛生用品では、どのような物品が対象か。	《例》 消毒液、マスク、透明マスク、ペーパータオル、ビニール手袋、抗原検査キット、PCR検査キット、机上パーテーション、消毒液の噴霧器やスタンド、空気清浄機、サーキュレーター、体温計、CO2センサー等	2023/8/10
6	・幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(新型コロナウイルス感染症対策) ・幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(新型コロナウイルス感染症対策)追加募集	かかり増し経費	かかり増し経費では、どのような経費が対象か。	《例》 ・子どもの居場所確保の観点から、預かり保育に関して教職員が業務時間外に行う消毒等に要する経費等(通常想定していない感染症対策の業務への手当ても含む) ・消毒・清掃作業等の外部委託費 ・家庭訪問等実施のための交通費 ・家庭との連絡や保護者等からの問い合わせ対応のため、電話機等のリース料や増加した分の通信費 ・臨時休業中や分散登園等により作成する家庭用動画や教材等に要する経費 ・感染症対策の研修受講等に要する経費 ・感染症対策を徹底するために必要不可欠な検査費 ※感染症対策を徹底することに伴い、業務量が増加したことが確認できない場合は対象外。 ※手当などの人件費は、預かり保育を実施した場合にかかる経費に限ります(預かり保育事業補助金の対象教員の人件費は対象外)。	2023/8/10
7	・幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(新型コロナウイルス感染症対策) ・幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(新型コロナウイルス感染症対策)追加募集	共通	「感染者や濃厚接触者が発生した幼稚園が、感染症対策の徹底を図りながら保育を継続するために必要な」という要件について、対応開始からどの時点までの経費が対象となるか。	対応開始から、対応終了までに要した経費が対象です。 ※対応の終期については、明確な基準はありません。対外的な説明とその根拠を示せる時期を、各園において判断してください。	2023/8/10
8	・幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(新型コロナウイルス感染症対策) ・幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(新型コロナウイルス感染症対策)追加募集	共通	感染者や濃厚接触者が発生したために、学級閉鎖や臨時休園を行った場合、その期間中に実施した消毒等に要した経費は対象か。	対象。	2023/8/10
9	・幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(新型コロナウイルス感染症対策) ・幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(新型コロナウイルス感染症対策)追加募集	共通	R4年度中に発生した感染者・濃厚接触者への対応がR5.4.1以降であった場合、それに要した経費は対象か。	1次は感染者・濃厚接触者への対応が補助対象期間内であれば対象です。ただし、R5.6.1以降に発生した感染者・濃厚接触者への対応に要した経費は対象外です。 追加募集についても感染者・濃厚接触者への対応が補助対象期間内であれば対象です。	2023/9/25
10	・幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(新型コロナウイルス感染症対策) ・幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(新型コロナウイルス感染症対策)追加募集	共通	感染者や濃厚接触者が発生する前に、あらかじめ購入した保健衛生用品・消耗品や、契約した委託業務等については対象か。	対象外。 ※感染者・濃厚接触者が発生し、対応を開始した後に要した経費が対象。	2023/8/10
11	・幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(新型コロナウイルス感染症対策) ・幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(新型コロナウイルス感染症対策)追加募集	共通	補助対象期間に、複数回、感染者・濃厚接触者が発生した場合の取扱い。	補助対象期間中に複数回、感染者・濃厚接触者が発生した場合、それに要した経費については、意向確認において回答した交付希望額の範囲内であれば計上可。	2023/8/10
12	・幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(新型コロナウイルス感染症対策) ・幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(新型コロナウイルス感染症対策)追加募集	共通	「感染者」の定義は。	教職員及び園児のうち、PCR検査のほか抗原検査(いずれも自費検査含む)により陽性となった者。 ※未就園児クラスの子ども、親子教室の子ども及び保護者も含む。	2023/8/10
13	・幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(新型コロナウイルス感染症対策) ・幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(新型コロナウイルス感染症対策)追加募集	共通	抗原検査キットやPCR検査費は対象か。	対象(保健衛生用品・かかり増し経費のいずれでも可)。 ※他補助金や交付金等との重複は不可。	2023/8/10
14	・幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(新型コロナウイルス感染症対策) ・幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(新型コロナウイルス感染症対策)追加募集	かかり増し経費	感染者・濃厚接触者となった教職員の穴埋めのために、一時的に雇用したアルバイトなどの人件費は対象か。	対象外。 ※人件費は、預かり保育を実施した場合にかかる経費に限る(他補助金との重複は不可)。	2023/8/10
15	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の設備整備)	遊具	遊具とは何か。	遊びに供するために利用される遊具。 ただし、以下の場合などは対象外。 ・1台50万円未満のもの ・大規模工事を伴うもの ・園庭の大部分を占めるもの ・施設に固着するもの ・施設と一体となるもの ・遊具であることを客観的に説明できないもの 《対象となるものの具体例》 すべり台、ジャングルジム、ブランコ、シーソー、複合遊具等 《対象とならないものの具体例》 園庭に固着する砂場やプール、砂場の砂、安全対策用の柵やネット、倉庫、園庭の芝生化等	2023/8/10
16	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の設備整備)	遊具	組み立て式ユニットプールは対象か。	大規模な設置工事を伴わず、設置後も取付・取外などができるものは対象です。 ※園庭に固着するものは対象外です。	2023/8/10
17	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の設備整備)	遊具	アスレチック遊具の一部が劣化したため、当該部分を取り換える費用は対象か。	既存遊具にかかる費用は対象外です。	2023/8/10
18	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の設備整備)	遊具	遊具の設置にあたり必要な地ならし等の工事経費は対象か。	対象外	2023/8/10

【補助対象経費】

No.	事業	品類	質問	回答	更新日
19	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業（遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の設備整備）	遊具	既存遊具の撤去費用は対象か。	対象外 ※その他、整備費用なども対象外	2023/8/10

No.	事業	品類	質問	回答	更新日
20	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業（遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の設備整備）	運動用具	運動用具とは何か。	運動・スポーツに供する道具。 ただし、以下の場合などは対象外。 ・一式購入10万円未満のもの（一式の考え方は別に記載） ・大規模工事を伴うもの ・施設に固着するもの ・施設と一体となるもの（壁に埋め込むものなども対象外） ・運動用具であることを客観的に説明できないもの 《対象となるものの具体例》 鉄棒、平均台、体育用マット 等	2023/8/10
21	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業（遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の設備整備）	教具	教具とは何か。	幼児教育に資するために利用される道具。 ただし、以下の場合などは対象外。 ・一式購入10万円未満のもの（一式の考え方は別に記載） ・大規模工事を伴うもの ・施設に固着するもの ・施設と一体となるもの（壁に埋め込むものなども対象外） ・教具であることを客観的に説明できないもの 《対象となるものの具体例》 楽器、園児用机・椅子、音響設備、学級用テレビ、カメラ・PC・タブレット、教育用アプリケーションソフト 等 《対象とならないものの具体例》 本棚、ロッカー、道具入れ、コピー機、職員室の机や椅子 等	2023/8/10
22	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業（遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の設備整備）	教具	教具としてのPC設置に伴う無線LAN工事は対象か。	PC設置に伴い、真に必要な場合は対象。	2023/8/10
23	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業（遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の設備整備）	保健衛生用品	保健衛生用品とは何か。	園児の保健衛生管理にかかわるもの。 ただし、以下の場合などは対象外。 ・1式購入10万円未満のもの（一式の考え方は別に記載） ・大規模工事を伴うもの ・施設に固着するもの ・施設と一体となるもの（壁に埋め込むものなども対象外） ・保健衛生用品であることを客観的に説明できないもの 《対象となるものの具体例》 マスク・消毒液等の継続的に必要となる物品、日よけテント、エアコン、空気清浄機、AED 等 《対象とならないものの具体例》 掃除機、洗濯機、乾燥機、オーブンレンジ、調理室等に設置する業務用冷蔵庫、芝刈り機、災害対策物品、保管庫 等	2023/8/10
24	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業（遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の設備整備）	保健衛生用品	どのようなエアコンが対象か。	家庭用エアコン等、取付・取外が容易に行えるものが対象です。 ※天井や壁への埋め込み式などは対象外です。	2023/8/10
25	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業（遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の設備整備）	保健衛生用品	どのような日よけテントが対象か。	組み立て式テント等、教職員により取付・取外が容易に行えるものであって、熱中症対策に資するものが対象です。	2023/8/10
26	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業（遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の設備整備）	保健衛生用品	コロナ対策としてのサーキュレーター、サーモカメラ等は対象か。	園児の保健衛生管理にかかわるものであることを説明できる場合は対象。	2023/8/10
27	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業（遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の設備整備）	共通	「一式購入10万円以上」の考え方は。	1度の購入契約で、単価もしくはカタログ等でセット販売されている価格が10万円以上の物品を購入することをいう。セット販売ではないもの(単品)の足し上げて10万円以上とするのは対象外。 ただし、マスク・消毒液等、日々の活動において継続的に必要な保健衛生用品に限り、1度の購入契約で複数物品を購入し足し上げて10万円以上となる場合も対象とする。 ※抗原検査キット等の検査用品は、継続的に必要な保健衛生用品には含まない。 《例》 ① 1台3万円の平均台を4台購入した場合（3万円×4台＝12万円）⇒対象外 ② 平均台4台セット12万円を1式購入した場合（12万円×1式＝12万円）⇒対象 ③ 3万円分のマスク、8万円分の消毒液を一度に購入した場合（3万円＋8万円＝11万円）⇒対象 ④ 1台9万円の空気清浄機を1台、2万円分のハンドソープを一度に購入した場合（9万円＋2万円＝11万円）⇒対象外	2023/8/10
28	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業（遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の設備整備）	共通	整備した物品のシステム更新料や維持費は対象となるか。	対象外。	2023/8/10
29	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業（遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の設備整備）	共通	3号園児が使用するものも対象か。	3号園児のみが使用するものは対象外。	2023/8/10
30	・園務改善のためのICT化支援事業	システム導入費用	システム導入費用では、どのようなシステムが対象か。	《例》 ・指導要録等の書類作成業務を効率化するシステム ・園児の登降園管理をするシステム ・保護者との連絡や情報共有を効率的に行うためのアプリ ※「こどもの安心・安全支援事業における補助事業」の対象となる安全対策にかかる経費は対象外。	2023/8/10
31	・園務改善のためのICT化支援事業	システム導入費用	園バスの位置情報システムは対象か。	導入により、園務改善に資する場合は対象。 ※「こどもの安心・安全支援事業における補助事業」の対象となる安全対策にかかる経費は対象外。	2023/8/10
32	・園務改善のためのICT化支援事業	システム導入費用	会計システムは対象か。	幼稚園教諭・事務職員・保護者等にとって、必要な情報等が把握でき、管理・共有しやすい仕組みになっているなど、教育の質の向上に配慮されているものであれば対象。 ※単に、業務の簡略化を図るためだけの場合は対象外。	2023/8/10
33	・園務改善のためのICT化支援事業	システム導入費用	事務職員の負担軽減に係るシステムは対象か。	その事務職員の負担軽減が、園全体の業務改善となり、幼児教育の質の向上に資することを説明いただける場合は対象。	2023/8/10
34	・園務改善のためのICT化支援事業	システム導入費用	システム導入に係る研修会・説明会に係る費用は対象か。	対象外。	2023/8/10
35	・園務改善のためのICT化支援事業	システム導入費用	システム導入の際、初期費用は発生しないが、導入に伴う付属品や備品の購入が必要な場合、これらの購入費は対象か。	当該システムが補助対象となるシステムである場合、導入に伴う付属品や備品の購入費は対象。	2023/8/10
36	・園務改善のためのICT化支援事業	システム導入費用	システム導入の際、初期費用は発生しないが、月額使用料が発生する場合、これらの費用は対象か。	導入初年度に係る経費のみ対象。 ※導入初年度中に、次年度以降の月額使用料や通信費・リース料等を支払う場合、それらの経費については対象外。	2023/8/10
37	・園務改善のためのICT化支援事業	システム導入費用	システムの保守費やリース料、通信費等を複数年契約した場合は、対象化。	単年度契約が望ましいが、複数年契約せざるを得ない場合は、導入初年度に係る経費のみ対象。	2023/8/10
38	・園務改善のためのICT化支援事業	ICT環境整備費用、備品購入費用等	パソコンやタブレット等の備品のみを購入する場合も対象か。	具体的な使用目的や必要性があり、教育の質の向上に直接的に資することを説明いただける場合は対象。 ※例えば以下の場合などは対象外。 ・教職員に対し、1人1台パソコンを支給したい ・古くなったので買い替したい ・主に園児が教具として使用する	2023/8/10

No.	事業	品類	質問	回答	更新日
39	・園務改善のためのICT化支援事業	ICT環境整備費用、備品購入費用等	プリンターやカメラ等は対象か。	対象外。	2023/8/10
40	・園務改善のためのICT化支援事業	共通	既存システムに係る費用はどこまで対象か。	既存システムに新たな機能を追加する等、改修費やオプション購入費は対象。 ※例えば以下の場合などは対象外。 ・既存システムに係る附属品や備品の購入費 ・既存システムに係る月額使用料やリース料、通信費、保守費	2023/8/10
41	・園務改善のためのICT化支援事業	共通	Wi-Fi環境整備に係る経費は対象か。	大規模な工事を伴わない場合は対象。 ※天井や壁にLANケーブルを配置する程度の工事は対象。 ※施設の改修を伴うものや、屋外電柱からケーブルを引き入れる工事等は対象外。	2023/8/10
42	・園務改善のためのICT化支援事業	共通	既存のWi-Fi環境の改修に係る経費は対象か。	既存の通信環境からの改修工事(撤去費用等含む)は対象外。 ※新規に増加設置する場合は、当該経費のみ対象。	2023/8/10
43	認定こども園等の業務体制への支援	共通	雇上費は賃金のみが対象か。	他の職員の人件費(雇用する場合の経費)と同様の扱い可。	2023/8/10
44	認定こども園等の業務体制への支援	共通	雇用者の対象経費の算出方法は。	■雇上げの場合 (例) 勤務時間数×時給単価×申請業務の割合 ■外務委託の場合 (例) 契約金×申請業務の割合	2023/8/10
45	認定こども園等の業務体制への支援	共通	他の業務も請け負っている職員を対象することは可能か。	申請業務に従事した部分に限り対象。なお、根拠資料で、申請業務との切り分けが確認できない場合は、対象外。	2023/8/10
46	認定こども園等の業務体制への支援	共通	すでに雇用している職員に申請業務を行わせる場合、当該職員にかかる人件費を対象することは可能か。	申請業務に従事した部分に限り対象です。申請業務に係る部分の切り分けを適切に行うこと。なお、根拠資料で、申請業務との切り分けが確認できない場合は、対象外。	2023/8/10
47	認定こども園等の業務体制への支援	共通	申請業務等の外部委託とは具体的にどのようなものか。	認定こども園の移行準備に関しては、コンサル会社等への委託、司法書士・行政書士等への申請書作成委託など。園務の平準化支援に関しては、園独自に補助員等を採用するのではなく、企業等に補助員配置を委託すること。	2023/8/10
48	認定こども園等の業務体制への支援	移行支援	行政機関との調整に必要な旅費は対象か。	対象外。	2023/8/10
49	認定こども園等の業務体制への支援	移行支援	事前準備にかかる経費は対象か。	対象外。 (例) 保育料引き落としのための取引銀行との調整 (例) 入園手続きに係る業務 (例) 定価価格の試算、適正定員の検討	2023/8/10
50	認定こども園等の業務体制への支援	移行支援	申請前後の検討に関する経費は対象か。	対象外。どんなこども園にするか、といった検討に係る費用も対象外。	2023/8/10
51	認定こども園等の業務体制への支援	移行支援	認定こども園への移行に係る保護者への周知に係る部分は対象としてよいか。(例：説明会対応、周知文書作成等)	周知に係る部分を一体的に外部委託する場合は対象にしても可。 ※しおりやパンフレット作成のみを外部へ委託する場合は対象外	2023/8/10
52	認定こども園等の業務体制への支援	移行支援	来年度4月1日までに認可を受けられなかった場合、どうなるか。	交付できない。交付後、移行できないことが判明した場合は、交付決定を取り消しを行い、返還を命ずる。	2023/8/10
53	認定こども園等の業務体制への支援	移行支援	幼稚園のまま新制度へ移行する場合も対象か。	対象。	2023/8/10
54	認定こども園等の業務体制への支援	平準化支援	業務負荷が大きい時間とは具体的にどこを指すのか。	具体例としては、朝の登園や昼食の時間、プール活動時などを想定しているが、各園によって教員の業務負荷が大きく(園児の安心・安全を確保することが難しくなる時間帯は異なることから、これ以外にも合理的な説明ができれば対象となり得る。	2023/8/10
55	認定こども園等の業務体制への支援	平準化支援	複数年の雇用を前提とした場合、申請することは可能か。	2年目以降の経費は補助対象外となるため、初年度にかかる費用のみを切り分けることが可能であれば、初年度のみ申請の対象となり得る。	2023/8/10
56	認定こども園等の業務体制への支援	平準化支援	国費での重複支給を認めないとするが、公定価格算定に含まれる人員は対象外であるという認識でよいか。	ご認識の通り。	2023/8/10
57	認定こども園等の業務体制への支援	平準化支援	交付決定年度以前から雇用している非常勤職員等が交付決定年度に契約を更新した場合も対象となるのか。	すでに雇用した人物においても契約更新の際に、新たに当該業務内容を追加して雇用する場合は対象となり得る。この場合、対象業務が適切に切り分けられ客観的に把握できるようにすること。	2023/8/10
58	認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援	共通	どのような研修が対象か。 ～幼稚園の場合～	・幼保連携に関する研修 ・保育所との合同研修 ※上記に該当する研修であっても、以下のような研修は対象外。 ・他補助金や諸加算の対象研修 ・教育の質の向上に直接資さない研修(新人研修、管理職研修等) ・研修という名目で開催されないもの(講演会、劇、音楽会、練習会、個人の実技訓練など)	2023/8/10
59	認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援	共通	どのような研修が対象か。 ～認定こども園の場合～	・幼保連携に関する研修 ・保育所との合同研修 ・教育の質の向上に資する研修 ※上記に該当する研修であっても、以下のような研修は対象外。 ・他補助金や諸加算の対象研修 ・教育の質の向上に直接資さない研修(新人研修、管理職研修等) ・研修という名目で開催されないもの(講演会、劇、音楽会、練習会、個人の実技訓練など)	2023/8/10
60	認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援	共通	同一の教職員が、複数回受講する場合、研修参加教職員の人数はどのように考えればよいか。	同一の教職員が複数回受講する場合、参加人数として重複して計上することはできません。 例：研修①参加者：Aさん、Bさん 研修②参加者：Aさん、Bさん、Cさん 研修③参加者：Cさん、Dさん ⇒単純に合計すると7人ですが、A～Cさんを重複して計上できないため、この場合は[4人]となります。	2023/8/10
61	認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援	共通	研修会の内容検討・見直しに係る相談会は対象か。	対象外。	2023/8/10

令和5年度 大阪府教育支援体制整備事業補助金 F A Q

[根拠資料]

大阪府私学課幼稚園振興グループ作成

最終更新：2023/8/10

No.	事業	品類	質問	回答	更新日
1	共通	共通	根拠資料は提出すべきか。する場合、いつ提出すべきか。	根拠資料の提出は、実績報告時(R6年3月または4月)に求める予定にしています。 具体的などのような資料を提出いただくかについては、実績報告の提出依頼時に改めてお知らせします。 つきましては、根拠となる資料はすべて園(法人)で保管しておいてください。	2023/8/10
2	共通	共通	根拠資料に不足がある場合も、補助対象として認められるか。	根拠資料に不足がある場合や、根拠が不十分である場合は、補助対象外とします。	2023/8/10
3	共通	共通	支出に関して留意すべき点を知りたい。	補助事業であることを踏まえ、以下の点に留意して、適正な価格で支出を行い、それらに係る資料を保管しておいてください。 ※3月末までに支払いが完了する経費が対象です。4月以降に支出する経費は補助対象外です。 ★2社以上の見積もり等により価格を比較した上で支出し、それらに係る書類を保管しておくこと。 ※電話・FAX・メール・インターネット・カタログ等で価格調査を行った記録を残しておくことも見積書に代えることが可。 ※以下①～⑤の場合は、2社以上の比較見積りそのものを省略できる(契約業者からは、原則、見積書等を徴取し、その価格が適正と判断した場合に限る)。 ① 特定の者でなければ履行できないもの ② 同一の品質、企画、仕様等で業者により価格が異なるもの、価格が周知されているもの ③ 定価等が表示されている書籍類 ④ 郵便、電話等の料金 ⑤ 天変地異、感染症流行等、客観的理由の急迫を要する場合で、価格の比較を行う暇がないもの ★ただし、園の規則等により別に支出の定めがある場合は、価格比較の趣旨を踏まえながら適正な判断の上支出し、それらに係る書類を保管しておくこと(人件費や報償費についても園の規則に則り適正な判断の上支出すること)。	2023/8/10
4	共通	共通	1件の支払い額とは。	1回の支払いで、1人(1社)の相手方に支払う金額をいいます。	2023/8/10
5	共通	共通	比較見積りとは。	同じ物品(または同等の機能を有する物品)について、2社以上から見積書等を徴取し価格を比較することをいいます。	2023/8/10
6	共通	共通	園が価格比較を行ったことが分かる書類とは。	比較見積書など ※電話・FAX・メール・インターネットで価格調査を行った記録でも可	2023/8/10
7	共通	共通	園が発注した内容が分かる書類とは。	発注書、注文書、契約書など ※商品名・数量・金額・年月日が確認できること ※メール・インターネットの履歴、FAX、電話発注の記録でも可	2023/8/10
8	共通	共通	園に納品された内容が分かる書類とは。	納品書、発送伝票、完了報告書など ※メール・インターネットの履歴でも可 ※商品名・数量・年月日・場所などが確認できること	2023/8/10
9	共通	共通	園に対する請求の内容が分かる書類とは。	請求書など ※メール・インターネットの履歴でも可 ※商品名・数量・金額・年月日などが確認できること	2023/8/10
10	共通	共通	園から支払いが行われたことが分かる書類とは。	領収書、支払・振込伝票、通帳、現金出納簿など ※金額・年月日・支払先などが確認できること	2023/8/10
11	・幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(新型コロナウイルス感染症対策) ・幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(新型コロナウイルス感染症対策)2次	保健衛生用品	根拠資料としてどのようなものを備えておくべきか。	①園が価格比較を行ったことが分かる書類 ②園が発注した内容(商品名・数量・金額・年月日)が分かる書類 ③園に納品された内容(商品名・数量・年月日・場所など)が分かる書類 ④園に対する請求の内容(商品名・数量・金額・年月日など)が分かる書類 ⑤園から支払いが行われた(金額・年月日・支払先など)ことが分かる書類 ⑥感染者・濃厚接触者が発生し、感染症対策の徹底を図りながら保育を継続したことが確認できる資料(FAQ内の当該設問を参照)。 ★店舗で直接購入する場合 ①園が価格比較を行ったことが分かる書類 ②レシート(物品名・金額・業者(店舗名まで)が確認できるもの) ③園から支払いが行われた(金額・年月日・支払先など)ことが分かる書類 ※小口現金払いであって、1件の支払額が1万円以下の場合は、①を省略することができる(ただし、園の規則等により、別に支出の定めがある場合は、価格比較の趣旨を踏まえながら、適正な支出に努めること)。	2023/8/10
12	・幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(新型コロナウイルス感染症対策) ・幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(新型コロナウイルス感染症対策)2次	かかり増し経費	根拠資料としてどのようなものを備えておくべきか。 ～子どもの居場所確保の観点から、預かり保育に関して教職員が業務時間外に行う消毒等に要する経費等(通常想定していない感染症対策の業務への手当ても含む)～	①適正な価格で支出したことが分かる書類(園の規則等に則り支出したことが分かる書類など) ②感染症対策の取り組みを徹底することに伴い業務量が増加したことが分かる書類(教職員ごとの、通常の勤務時間と当該業務へ従事した時間が分かる書類(手当の場合は、給与規定等において当該手当について明記されているページ)) ③園から支払いが行われた(金額・年月日・支払先など)ことが分かる書類(教職員ごとに、給与支払いが確認できる書類) ④感染者・濃厚接触者が発生し、感染症対策の徹底を図りながら保育を継続したことが確認できる資料(FAQ内の当該設問を参照)。	2023/8/10
13	・幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(新型コロナウイルス感染症対策) ・幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(新型コロナウイルス感染症対策)2次	かかり増し経費	根拠資料としてどのようなものを備えておくべきか。 ～消毒・清掃作業等の外部委託費～	①園が価格比較を行ったことが分かる書類 ②契約時期・内容、従事内容が分かる契約書(契約書がない場合は、a.発注書、b.納品書(または完了報告書)等)、c.請求書 ③園から支払いが行われたことが分かる書類 ④感染者・濃厚接触者が発生し、感染症対策の徹底を図りながら保育を継続したことが確認できる資料(FAQ内の当該設問を参照)。	2023/8/10
14	・幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(新型コロナウイルス感染症対策) ・幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(新型コロナウイルス感染症対策)2次	かかり増し経費	根拠資料としてどのようなものを備えておくべきか。 ～家庭訪問等実施のための交通費～	①適正な価格で支出したことが分かる書類(園の規則等に則り支出したことが分かる書類など) ②感染症対策の取り組みを徹底することに伴う家庭訪問であることが分かる書類(通常の家庭訪問ではないことを証する書類※保護者向けの書類など) ③計上した交通費の根拠が確認できる書類 公共交通機関：乗車区間・金額が確認できる書類(教職員から園への請求書や清算書など) 園車：乗車区間・メーター数が確認できる書類(園車の使用簿など) ④園が支出したことが分かる資料 公共交通機関：園から教職員に対して支払ったことが分かる書類等 園車：a.ガソリン代等のレシート等、b.支払元(園または法人)が確認できる書類(園の出納簿など)	2023/8/10
15	・幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(新型コロナウイルス感染症対策) ・幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(新型コロナウイルス感染症対策)2次	かかり増し経費	根拠資料としてどのようなものを備えておくべきか。 ～家庭との連絡や保護者等からの問い合わせ対応のため、電話機等のリース料や増加した分の通信費～	①適正な価格で支出したことが分かる書類(価格比較を行ったことや、園の規則等に則り支出したことが分かる書類など) ②感染症対策の取り組みを徹底することに伴う経費であることが分かる書類(通常のリース料や通信費ではないことを証する書類) ③計上した経費の根拠が確認できる書類 リース料：契約書等 通信費：増加分にのみ係る経費の算出根拠が分かる書類 ④園が支出したことが分かる書類(領収書等)	2023/8/10
16	・幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(新型コロナウイルス感染症対策) ・幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(新型コロナウイルス感染症対策)2次	かかり増し経費	根拠資料としてどのようなものを備えておくべきか。 ～臨時休業や分散登園等により作成する家庭用動画や教材等に要する経費～	①臨時休業や分散登園等により伴う経費であることが分かる書類(保護者向けの書類など) ②動画や教材等に係る支出の根拠について分かる書類(作成部数・単価が分かるもの) ③園が価格比較を行ったことが分かる書類 ④園が発注した内容(商品名・数量・金額・年月日)が分かる書類 ⑤園に納品された内容(商品名・数量・年月日・場所など)が分かる書類 ⑥園に対する請求の内容(商品名・数量・金額・年月日など)が分かる書類 ⑦園から支払いが行われた(金額・年月日・支払先など)ことが分かる書類 ⑧感染者・濃厚接触者が発生し、感染症対策の徹底を図りながら保育を継続したことが確認できる資料(FAQ内の当該設問を参照)。 ★店舗で直接購入する場合 ①園が価格比較を行ったことが分かる書類 ②レシート(物品名・金額・業者(店舗名まで)が確認できるもの) ③園から支払いが行われた(金額・年月日・支払先など)ことが分かる書類 ※小口現金払いであって、1件の支払額が1万円以下の場合は、①を省略することができる(ただし、園の規則等により、別に支出の定めがある場合は、価格比較の趣旨を踏まえながら、適正な支出に努めること)。	2023/8/10

令和5年度 大阪府教育支援体制整備事業補助金 F A Q

【 根拠資料 】

大阪府私学課幼稚園振興グループ作成

最終更新： 2023/8/10

No.	事業	品類	質問	回答	更新日
17	・幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(新型コロナウイルス感染症対策) ・幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(新型コロナウイルス感染症対策)2次	かかり増し経費	根拠資料としてどのようなものを備えておくべきか。 ～感染症対策の研修受講等に要する経費～	①適正な価格で支出したことが分かる書類(国の規則等に則り支出したことが分かる書類など) ②研修受講の必要性が分かる書類 ③研修の日時・内容が分かる書類(配布されるレジュメなど) ④受講したことが分かる書類(受講者本人のレポートや、開催元から配布される証明書等) ⑤園から支払いが行われた(金額・年月日・支払先など)ことが分かる書類 ⑥感染者・濃厚接触者が発生し、感染症対策の徹底を図りながら保育を継続したことが確認できる資料(FAQ内の当該設問を参照)。	2023/8/10
18	・幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(新型コロナウイルス感染症対策) ・幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(新型コロナウイルス感染症対策)2次	かかり増し経費	根拠資料としてどのようなものを備えておくべきか。 ～感染症対策を徹底するために必要不可欠な検査費～	①感染症対策を徹底するために必要不可欠な検査費であることが分かる書類(理由書や経緯など) ②検査人数、検査費用が分かる書類 ③園から支払いが行われた(金額・年月日・支払先など)ことが分かる書類 ④感染者・濃厚接触者が発生し、感染症対策の徹底を図りながら保育を継続したことが確認できる資料(FAQ内の当該設問を参照)。	2023/8/10
19	・幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(新型コロナウイルス感染症対策) ・幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(新型コロナウイルス感染症対策)2次	共通	“感染者・濃厚接触者が発生し、感染症対策の徹底を図りながら保育を継続したことが確認できる資料とは。	①感染者・濃厚接触者が発生したことを保護者または教職員向けにお知らせした資料(メールや手紙でも可)。 ②当該期間に保育を実施したことが分かる資料(保育日誌や保護者向けお知らせ等)。	2023/8/10
19	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の設備整備)	遊具	根拠資料としてどのようなものを備えておくべきか。	①園が価格比較を行ったことが分かる書類 ②園が発注した内容(商品名・数量・金額・年月日)が分かる書類 ③園に納品された内容(商品名・数量・年月日・場所など)が分かる書類 ④園に対する請求の内容(商品名・数量・金額・年月日など)が分かる書類 ⑤園から支払いが行われた(金額・年月日・支払先など)ことが分かる書類 ⑥設置後の遊具の写真(園庭と遊具の全体が写る写真1枚)	2023/8/10
20	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の設備整備)2次	運動用具	根拠資料としてどのようなものを備えておくべきか。	①園が価格比較を行ったことが分かる書類 ②一式の購入が10万円以上であることが分かる書類(見積書や業者提案書、カタログ写し等) ③園が発注した内容(商品名・数量・金額・年月日)が分かる書類 ④園に納品された内容(商品名・数量・年月日・場所など)が分かる書類 ⑤園に対する請求の内容(商品名・数量・金額・年月日など)が分かる書類 ⑥園から支払いが行われた(金額・年月日・支払先など)ことが分かる書類	2023/8/10
21	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の設備整備)	教具	根拠資料としてどのようなものを備えておくべきか。	①園が価格比較を行ったことが分かる書類 ②一式の購入が10万円以上であることが分かる書類(見積書や業者提案書、カタログ写し等) ③園が発注した内容(商品名・数量・金額・年月日)が分かる書類 ④園に納品された内容(商品名・数量・年月日・場所など)が分かる書類 ⑤園に対する請求の内容(商品名・数量・金額・年月日など)が分かる書類 ⑥園から支払いが行われた(金額・年月日・支払先など)ことが分かる書類	2023/8/10
22	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の設備整備)2次	保健衛生用品	根拠資料としてどのようなものを備えておくべきか。	①園が価格比較を行ったことが分かる書類 ②一式の購入が10万円以上であることが分かる書類(見積書や業者提案書、カタログ写し等) ※マスク・消毒液等、日々の活動において継続的に必要な保健衛生用品に限り、1度の購入契約で複数物品を購入し、定額以上となることが分かる書類 ③園が発注した内容(商品名・数量・金額・年月日)が分かる書類 ④園に納品された内容(商品名・数量・年月日・場所など)が分かる書類 ⑤園に対する請求の内容(商品名・数量・金額・年月日など)が分かる書類 ⑥園から支払いが行われた(金額・年月日・支払先など)ことが分かる書類	2023/8/10
23	園務改善のためのICT化支援事業	システム導入費用	根拠資料としてどのようなものを備えておくべきか。	①導入するシステムの概要が分かる書類(カタログやパンフレット等) ※システムの附属品を計上する場合は、あわせて附属品について記載されている書類も必要 ②園が価格比較を行ったことが分かる書類 ③園が発注した内容(商品名・数量・金額・年月日)が分かる書類 ④園に納品された内容(商品名・数量・年月日・場所など)が分かる書類 ⑤園に対する請求の内容(商品名・数量・金額・年月日など)が分かる書類 ⑥園から支払いが行われた(金額・年月日・支払先など)ことが分かる書類	2023/8/10
24	園務改善のためのICT化支援事業	ICT環境整備費用、備品購入費用等	根拠資料としてどのようなものを備えておくべきか。	①教育の質の向上に直接資することが分かる書類 ※工事費を計上する場合は、工事の概要が分かる書類もあわせて必要 ②園が価格比較を行ったことが分かる書類 ③園が発注した内容(商品名・数量・金額・年月日)が分かる書類 ④園に納品された内容(商品名・数量・年月日・場所など)が分かる書類 ⑤園に対する請求の内容(商品名・数量・金額・年月日など)が分かる書類 ⑥園から支払いが行われた(金額・年月日・支払先など)ことが分かる書類	2023/8/10
25	認定こども園等の業務体制への支援	共通	根拠資料としてどのようなものを備えておくべきか。 ～職員を雇用する場合～	①適正な価格で支出したことが分かる書類(国の規則等に則り支出したことが分かる書類など) ②雇用契約書、出勤簿、給与支払いが確認できる書類(当該業務以外の事務をあわせて行う場合は、従事内容および従事時間が分かる日報もあわせて必要) 移行支援のみ⇒③認定こども園の認可または認定、特定教育・保育施設の確認が行われたことを証する書類	2023/8/10
26	認定こども園等の業務体制への支援	共通	根拠資料としてどのようなものを備えておくべきか。 ～外部委託する場合～	①適正な価格で支出したことが分かる書類(価格比較を行ったことや、国の規則等に則り支出したことが分かる書類など) ②委託契約書、請求書及び領収書(当該業務が委託契約の一部である場合は、契約金額の内訳が確認できる書類もあわせて必要) 移行支援のみ⇒③認定こども園の認可または認定、特定教育・保育施設の確認が行われたことを証する書類	2023/8/10
27	認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援	自園で行う研修	根拠資料としてどのようなものを備えておくべきか。	①適正な価格で支出したことが分かる書類(価格比較を行ったことや、国の規則等に則り支出したことが分かる書類など) ②研修の内容・日時・開催場所が分かる書類(教職員向けのお知らせなど) ③講師選定の理由書 ④講師への依頼内容(研修内容・実施日・謝礼金額等)が分かる書類(依頼文、契約書、メール等) ⑤園から支払いが行われた(金額・年月日・支払先など)ことが分かる書類	2023/8/10
28	認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援	外部研修へ参加	根拠資料としてどのようなものを備えておくべきか。	①研修の内容・日時・開催場所・参加費用が分かる書類(開催案内、配布されるレジュメなど) ②受講したことが分かる書類(受講者本人のレポートや、開催元から配布される証明書など) ③受講費用を園から支払った(金額・年月日・支払先など)ことが分かる書類 ④交通費を計上する場合は、①②③にあわせて以下も必要 a. 乗車区間・金額が確認できる書類(教職員から園への請求書や清算書など) b. 園から教職員に対して支払ったことが分かる書類等	2023/8/10

No.	事業	品類	質問	回答	更新日
1	共通	追加募集	予定はあるか。	未定。	2023/8/10
2	共通	補助率	補助率が増減する可能性はあるか。	未定。	2023/8/10
3	共通	圧縮率	今後、圧縮率がかかる可能性はあるか。	未定。	2023/8/10
4	共通	辞退 事業計画	今後、辞退することは可能か。また、辞退する場合事業計画は提出しなくてよいか。	原則可能です。なお、辞退される場合も事業計画の提出が必要です。辞退する事業については0円で提出してください。	2023/10/13
5	共通	エントリー	意向確認において、意向がある旨を回答しなかった事業に、これからエントリーできるか。	不可。	2023/8/10
6	共通	発注(購入)時期	内示や交付決定を待ってから発注(購入)すべきか。	発注(購入)は、本年度中であれば時期は問いません。ただし、根拠となりうる資料はすべて保管しておいていただくをお願いします。	2023/10/13
7	共通	事業計画	現時点で、購入する物品が定まっていない。	事業計画書及び事業計画内訳書に記載のない経費については、今後追加で計上いただくことができません。つきましては、事業内容を精査したうえで提出してください。	2023/10/13
8	共通	事業計画	現時点で、年間の所要額を見込めていない。	事業計画書及び事業計画内訳書の内容を精査の上、内定を行います。その後の交付申請においては、この内定額が交付申請額の上限となるため、所要額を精査した上で提出してください。	2023/10/13